

# 序章 はじめに

## 1. 策定の目的と役割

### 1-1 都市計画とは

都市計画とは、都市計画法第4条において「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」と定義されており、都市の発展動向を計画的に誘導することにより、秩序ある市街地の形成を誘導し、そこに住む人々の健康で文化的な生活と機能的な活動を確保することを目的とした土地の合理的な利用を図るための計画です。

### 1-2 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称であり、都市計画を効果的・効率的に進めるため、市民の意見を反映させながら、長期的な視点に立ち、都市の将来像を実現するための方針を、総合的かつ一体的に定めるものです。

### 1-3 目的

概ね20年後の本市のあるべき姿を考え、その実現に向けて都市づくりを進めていくための指針となることを目的として策定します。

### 1-4 役割

#### (1) 長期的視点に立った都市の将来像を示します。

本市の都市づくりの進むべき方向を示し、今後、本市が定める都市計画はこのプランに沿って進めていきます。

#### (2) 都市計画の施策を計画的に実施していきます。

このプランに沿って、土地利用の誘導、道路や公園、河川・下水道など、具体的な都市計画の施策・事業を進めていきます。

また、法的規制がかかる都市計画を時代の変化に対応できるものにし、かつ地域の実情に応じたものにしていきます。

#### (3) 市民と行政との協働による取り組みの指針となります。

このプランに沿って、具体的な取り組みを実践することが大切です。そのため、このプランは、市民と行政とが協働により取り組む上で、重要な役割を担います。

## 2. 構成

飯塚市都市計画マスタープランは、大きく「全体構想」、「地域別構想」、「実現化方策」の3つによって構成します。

### 2-1 全体構想

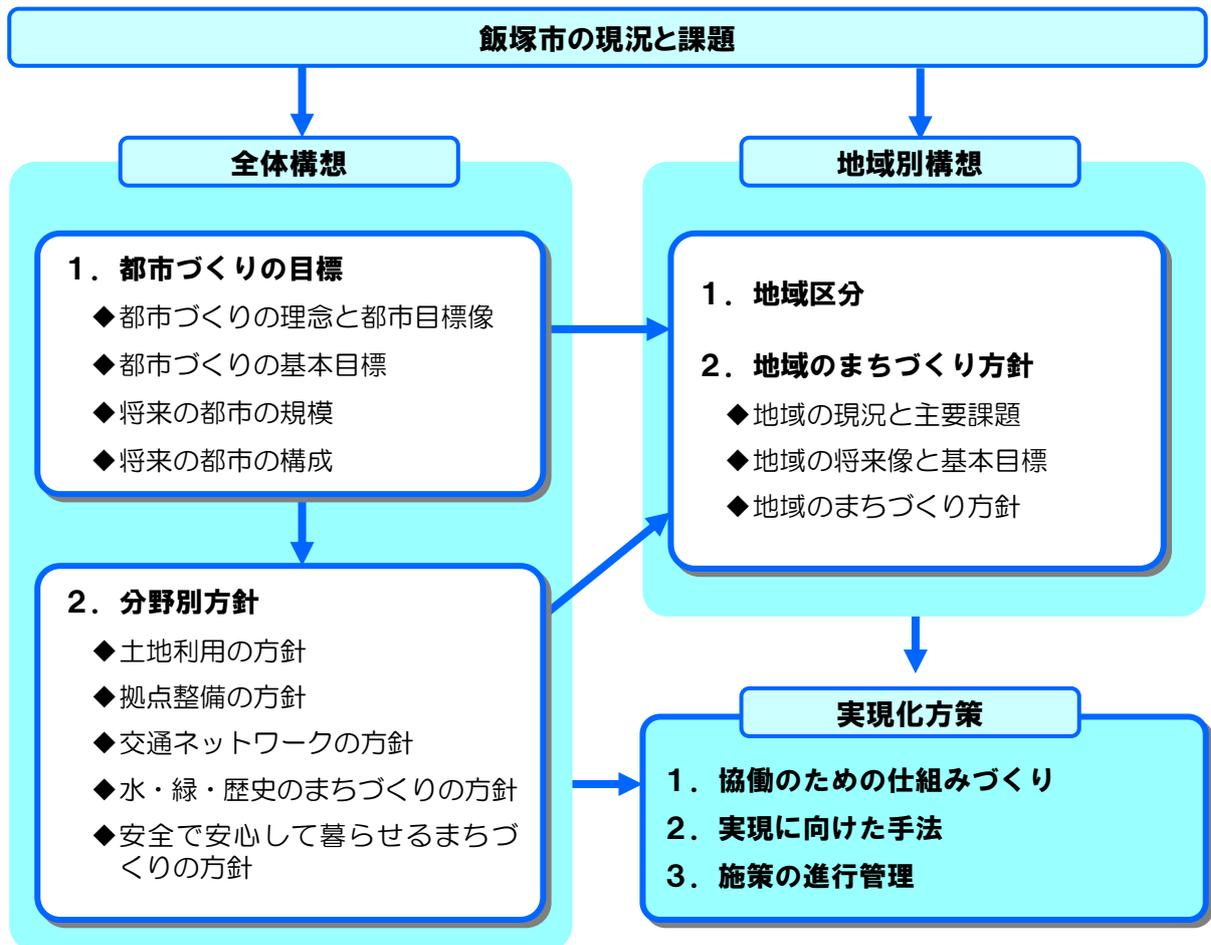
全体構想では、市全域を対象として、都市づくりの理念、基本目標、都市構造の考え方など将来の都市のあるべき姿を明らかにし、それらに基づいた分野別の方針を示します。

### 2-2 地域別構想

地域別構想では、市全域を、日常の生活圏ごとにいくつかの地域に分け、全体構想に即した地域ごとのまちづくりの方針を示します。

### 2-3 実現化方策

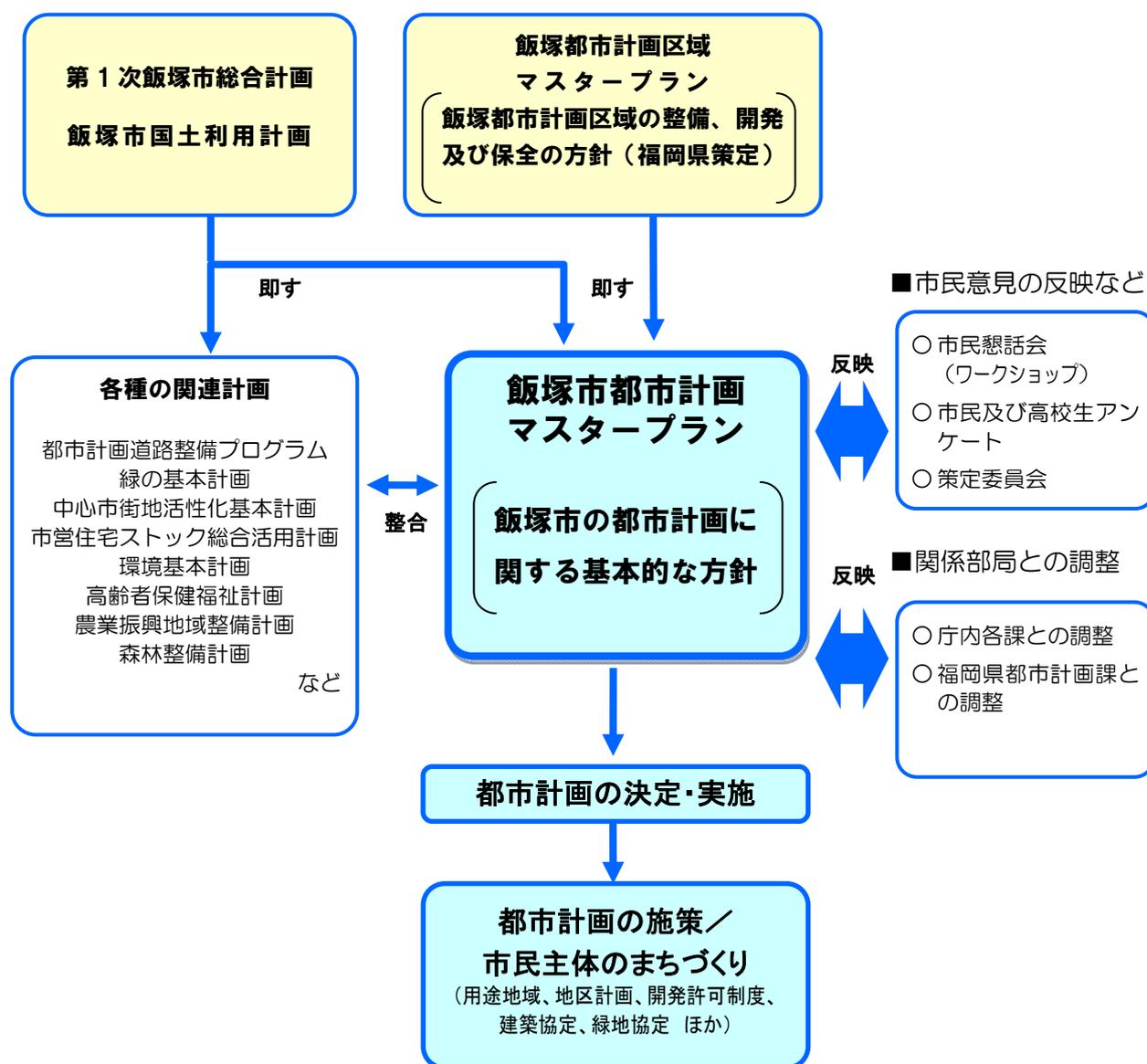
手法や仕組みなど、都市づくりの現状を把握し、改善に結びつけるための実現化方策を示します。



### 3. 位置づけ

飯塚市都市計画マスタープランは、「第1次飯塚市総合計画」、「飯塚市国土利用計画」に即し、その都市計画に関する事項について、本市の各種関連計画とも整合を保ちながら定めます。

また、福岡県が定める「飯塚都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（飯塚都市計画区域マスタープラン）」に即すことにより、都市計画の広域的な一体性を確保します。県の都市計画の方針では目指す都市像を「コンパクトな都市づくり」としており、本市においても、この方向を基本としています。



## 4. 対象範囲と目標年次

### 4-1 対象範囲

市全域を対象範囲とします。

都市計画を定める範囲は、都市計画区域内となりますが、市の取り組みとしては、広域的な視点を持ちながら、都市計画の手法以外の様々な分野の取り組みと連携して、市全域の都市づくりを進めていくことが重要であるため、市全域を対象範囲とするものです。

### 4-2 目標年次

#### **(1) 概ね 20 年後を目標とします。**

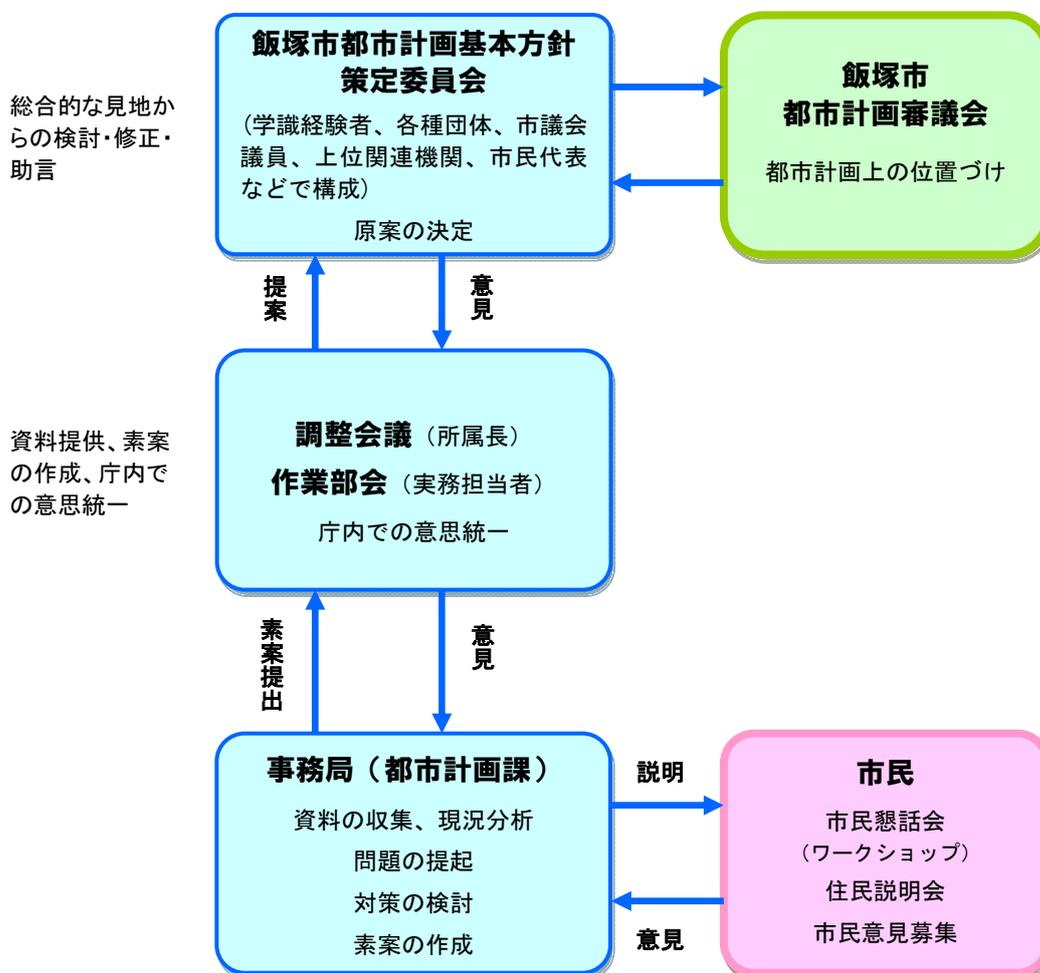
都市計画マスタープランは、概ね 20 年後の平成 38 年（2026 年）を目標年次とします。なお、中間年次は、上位計画である第 1 次飯塚市総合計画、飯塚市国土利用計画にあわせ平成 28 年（2016 年）とします。

#### **(2) 必要に応じて見直しを図ります。**

社会・経済情勢や市民意識の変化、都市づくりの進捗状況などに的確に対応していくことが必要です。このため、必要に応じて、見直しを図っていきます。

## 5. 策定体制

計画の策定にあたっては、庁内検討体制として調整会議・作業部会を設置し、計画策定において総合的な調整を図るとともに、計画内容に対する合意形成を行い、飯塚市都市計画審議会の専門委員会である飯塚市都市計画基本方針策定委員会に諮り承認いただきました。



## 6. マスタープラン検討の視点

このプランの検討にあたっては、時代の変化や市民意向、本市の特性を考慮して、「都市の個性の発揮」、「生活の豊かさの重視」、「市民の主体性の尊重」を基本的な視点として、全体構想、地域別構想及び実現化方策の検討を行います。

### ●都市の個性の発揮

【背景】

社会潮流の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方分権の進展による「自己決定と自己責任」の取り組み</li> <li>ライフスタイルや価値観の多様化</li> <li>人口減少</li> </ul>
市民意向	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地の活力やにぎわい、自然環境の保全と開発の適正な立地誘導</li> </ul>
総合計画での基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>活力とうるおいのあるまち</li> </ul>



- 市民だけでなく、市外に住む人々もひきつけ、魅了するように、まちの魅力を高めま
- 自然、歴史など地域資源を都市づくりに活かします。

### ●生活の豊かさの重視

【背景】

社会潮流の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフスタイルや価値観の多様化</li> <li>少子・高齢化</li> <li>環境問題への関心の高まり</li> </ul>
市民意向	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての人がいきいきと暮らせるまちづくり</li> </ul>
総合計画での基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>きれいな水と緑のあるまち</li> <li>やさしさと豊かな心が育つまち</li> </ul>



- 人口減少や環境問題に対応した、都市規模に見合ったまちにします。
- 市民の生活向上を優先したまちをつくれます。
- 幅広い年代や生活スタイルに配慮した、人にやさしいまちづくりを進めます。

### ●市民の主体性の尊重

【背景】

社会潮流の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方分権の進展による住民自治の確立</li> <li>情報社会による知恵やノウハウの交換</li> <li>少子・高齢化に伴う公共施設のあり方や求められる水準の変化</li> </ul>
市民意向	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の環境美化、公園・河川などの除草・清掃への参加意向の高さ</li> </ul>
総合計画での基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民と行政が協働で創るまち</li> </ul>



- 市民、事業者、大学のもつ多様な知恵を活用します。
- 市民と行政の協働により、まちを育てる力をつけます。